

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第7 議案第3号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県単位化されることに伴い、事業運営について、町の事務と神奈川県の事務を明確にするため、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いをします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案朗読いたします。

議案第3号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例について御説明させていただきます。

先程も御説明をいたしました。国民健康保険制度改革につきましては、国民健康保険法の第82条の2に基づいて、今年4月より県が市町村がとともに財政運営に参画し、国保の安定的な財政運営並びに国保事業の広域的及び効率的な運営を推進することになります。

これによりまして、国保の事業運営について、市町村が行う事務と県が行う事務に分かれることとなりますことから、市町村の条例でもその対象が市町村が行う事務であることを明確にする必要が生じるということで、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号。開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例、昭和34年開成町条例第2号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

目次でございます。

第1章のこの町が行う国民健康保険、これに事務という表記を加えてございます。次の第2章、国民健康保険運営協議会は、開成町国民健康保険事業の運営に関する協議会と改定をさせていただいております。

下をご覧ください、第1章及び第1号は先程と同様、国民健康保険事業において、市町村の条例対象を明確にするために国民健康保険の後に、の事務という表記を加えているものでございます。

第2章及び第2条でございますが、こちらは開成町国民健康保険事業の運営に関する協議会と改めているものでございます。

一番下の第9条の保険事業でございます。2ページをご覧くださいまして、こちらは厚生労働省の国民健康保険法に基づく、保険事業の実施に等に関する指針というものがございます。こちらに基づいて、国保の保険事業を実施するわけですが、その表現に合わせていただいて、新たに(4)として健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援を加えて文言整理を行わせていただいたものでございます。

付則でございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

御説明は以上です。よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決を行います。

議案第3号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。